NO202

# 

http://www.zenyokyo.gr.jp

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

# 1.「被措置児童等虐待防止ガイドライン」(案)を提示

~厚生労働省、全国児童福祉主管課長会議を開催(1月8日)~

# (1)「児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行準備をふまえて開催

1月8日、厚生労働省は都内で全国の都道府県児童福祉主管課長の参加による「全国児童福祉 主観課長・子育て応援特別手当関係課長会議」を開催し、昨年秋に政府与党の生活対策に盛り込 まれた「子育て応援特別手当(仮称)」や、4月から施行される児童福祉法等の一部を改正する法 律に向けた説明を行いました。

社会的養護関係では、被措置児童等虐待防止に向けた都道府県向けの「被措置児童等虐待防止 ガイドライン(案)」(以下「ガイドライン」)が示されました。これは都道府県における事前の体 制整備等に時間を要することから、昨年8月に未定稿段階で提案されたガイドラインの素案に、 成立した改正法の内容を含めて改めて提示されたものです。

当日の厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課からの説明で、児童養護施設等にかかわる 主な内容は次のとおりです。

#### 里親

(里親養成のための研修について)

里親研修には実習が不可欠であり、施設等との協力が必要。施設関係団体には、国として 里親研修にあたっての協力依頼を行っているが、各都道府県においても十分な連携をはか られたい。

#### 小規模住居型児童養育事業(里親ファミリーホーム)

(単価の考え方等について)

- 事務費、事業費に分けて支弁、事務費の内訳は常勤職員1名、非常勤職員2名の人件費、 その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費。
- ・ おおむね児童 1 人あたり月額 15 万円程度(地域により異なる)。定員払いではなく実員払い。
- 事業費は里親と同様の単価。

#### (労働基準法との関係について)

- ・ 里親ファミリーホームは、個人の事業者が社会福祉事業の主体となることを想定しており、 養育者が住居で子どもと一緒に暮らし、養育を行なうことが前提。
- ・ 法人による事業実施が制度上排除されてはいないが、実施する際には注意が必要。養育者 の法人における立場が労働基準法の対象となるかどうかが問題。施設長の指揮命令の下で あれば、労働者であり労働基準法違反となる。交代制を取る場合は、里親ファミリーホー

ムの制度としては該当しない。

・ 法人として里親ファミリーホームを運営する際には、養育者自身が実施法人の経営者であることが必要である。各都道府県に相談があった場合は留意してほしい。

#### 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

(単価の考え方等について)

- ・ 事務費、事業費に分けて支弁、事務費の内訳は常勤職員 2 名、非常勤職員 1 名の人件費、 その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費。
- おおむね児童1人あたり月額19万円程度(地域により異なる)。
- ・ 事業費は一般生活費のみ(おおむね1万円)
- ・ 利用者負担については、あくまで入居者本人から。自立援助ホームが利用者以外の保護者 等から別途費用を求めると、措置費支弁の対象外となる。

# (2)「被措置児童等虐待対応ガイドライン」(案)についての説明

## 昨年8月に示された(素案)との違いについて

・ 昨年 8 月に示した(素案)との違いは、「守秘義務に関する項目の追加」「掲載事例の追加(事例 )」「定期的な公表」の追加等である。

#### 施行にあたっての実施準備について

- ・ 各都道府県においては、ガイドラインをよく読み、通告・届出の受理の体制整備を。
- ・とくに都道府県児童福祉審議会の体制については、専門的・客観的な立場から、可能な限り頻回開催できるようにすること、また学識者、児童福祉関係者(施設関係者)等を含め、 適切な活用と連携をはかられたい。
- ・ 都道府県児童福祉審議会は事務局の体制が重要。事務経費は、厚生労働省として 21 年度 地方財政上の手当を行なうよう要望している。

#### 施設関係者との連携・協働について

- ・ 被措置児童等虐待が起こった場合の対応として、子どもが何よりも大事であるが、施設の立て直しも重要である。
- ・ 都道府県行政として、施設関係団体や専門家(弁護士等)と常日頃から認識を高めていくことが必要である。子どもの最善の利益に立って取り組みを進めてほしい。

#### 子どもへの周知について

・ 法施行にあたり、最も重要な当事者は子どもである。施設関係者、里親等が、子どもに向き合う機会をつくることが必要。資料として添付したリーフレット等も参考に、行政、施設、里親が一緒になって取り組んでほしい。

#### 公表について

- ・ ガイドライン(案)の内容が、個別の事案が発生した場合の都道府県による適切な公表を妨 げるものではない。
- ・ 国では、今後被措置児童等虐待の事案について集計等も行う。詳細は施行前に示したい。

#### その他

・ ガイドラインの内容は、障害児関係施設にも適用される。各都道府県においては、障害児 関係部局とも連携して対応をはかられたい。

# 2 . 各施設ではガイドラインの理解を、各都道府県養協では、改正 法施行に向けた行政との協議を進めてください

# (1)ガイドラインの内容についての理解と、各施設での具体化をはかってください

被措置児童等虐待の防止については、入所児童の権利擁護について、都道府県での取り組みを 重要課題として法文によって定めたもので、今後、各児童養護施設における日々の養育、運営等 において受けとめていかなければならない内容となっています。

各児童養護施設においては、4月からの改正法施行に向けて提示されたこのガイドラインをふまえ、職員全員による学習の取り組みをはじめ、ガイドラインの内容についての理解をはかってください。また法施行に向けて、被措置児童等虐待の防止への対応について、権利擁護の観点から、都道府県行政と児童養護施設関係者が、改正法とガイドラインをもとに、その取り組みと運用にあたって十分な協議をはかり、適切に進めることが必要です。

なお、ガイドラインは全養協ホームページにも掲載しています。

#### 「全養協ホームページ」 「新着情報」

http://www.zenyokyo.gr.jp/

# (2)各都道府県児童養護施設協議会と都道府県行政との協議を進めて〈ださい

各都道府県児童養護施設協議会においても、都道府県行政をはじめ関係機関との協議を進め、 養育の質を向上させるための具体的な取り組みを進めることが急務となっています。全養協の各 都道府県協議員には、全社児発第 755 号 / 平成 20 年 12 月 12 日付文書にて、全養協会長名で取 り組みの依頼を行なっていますが、都道府県児童養護施設協議会において次の取り組みを進めて ください。

#### 【参考資料】

#### 「児童福祉法等の一部を改正する法律」施行に向けた

#### 各都道府県児童養護施設協議会の取り組みについて

全養協協議員向け 全社児発第755号/平成20年12月12日付文書より

#### ガイドラインの内容について理解と具体化をはかる

都道府県児童養護施設協議会として、ガイドラインの内容について関係者で理解をはかり、 具体的な取り組みを組織的に確認されたい。

- 例)・都道府県児童養護施設協議会における研修等の開催
  - ・各都道府県の児童養護施設及び施設長、職員の取り組み状況の把握
  - ・法及びガイドライン等に関する疑義等の集約

#### ガイドラインの運用を都道府県行政等と協議し、確認する

都道府県行政(児童相談所)とガイドラインの運用について協議の場を設定し、法施行に向けた方針・運用の具体的な方策等の準備と確認を進められたい。

例)・予防のための取り組みの進め方について

法人・施設の取り組み

入所児童への説明方法

児童福祉施設等職員の資質向上策

・通告の運用について

受理と事実確認

受理機関から行政担当部署への通知方法(夜間・休日等の対応)

担当チームの編成とその役割等

・事案の検証について

具体的事案を想定した検証のあり方の確認 聞き取り調査の具体的な方法、確認者

被措置児童等虐待の判断基準

・都道府県児童福祉審議会の体制について

事務局体制

第三者のかかわり方

・その他

運用における児童養護施設関係者の具体的なかかわり方

#### 都道府県行動計画の社会的養護充実に向けた協議をはかる

改正法では、次世代育成支援対策推進法における都道府県行動計画において、「保護を要する子どもの養育環境の整備」が追加され、平成22年4月から施行される。これにより、都道府県行動計画に社会的養護体制の具体的制度・事項(質と量の整備)を具体化させることになる。各都道府県児童養護施設協議会においては、社会的養護の充実をはかるためにも、ガイドラインの運用とあわせて、都道府県行政と行動計画策定に向けた協議を進められたい。

#### <u>全養協チェ</u>ックリストに取り組む

本会では、「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のための要項およびチェックリスト」(以下「全養協チェックリスト」)について、来年1月をめどに改訂第2次試案を作成し、各児童養護施設に配布する。

チェックリストの見直しは、ガイドラインの項目を参考に項目を修正するもので、あらためて全児童養護施設が、本要項およびチェックリストをもとにして、人権擁護と人権侵害の防止に取り組まれることを提起するものである。

各都道府県児童養護施設協議会においては、上記1~3の取り組みとあわせて、「全養協チェックリスト」に取り組まれたい。

- 例)・各児童養護施設において、チェックリストの各項目を点検し、当該施設の取り組み状況について、確認する。
  - ・未実施や不十分な取り組みがある場合、その理由と改善の必要事項を検討し、施設関 係者で共有する。
  - ・各都道府県児童養護施設協議会において、都道府県内の各施設の取り組み状況を集約 し、課題について都道府県行政、児童相談所等関係機関との連携・調整をはかる。

# 3. 法改正にともなう省令・告示の整備について、厚生労働 省がパブリックコメントを募集

~ 里親ファミリーホーム等、人員・設備・運営等の概要を掲載 ~

厚生労働省では、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けて省令・告示等の整備をはかるため、12月27日付けで、意見募集(パブリックコメント)を開始しました。

社会的養護部分においては、とくに児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)関係、小規模住居型児童養育事業(里親ファミリーホーム)に関して、予定される省令・告示の内容が掲載されています。また被措置児童等虐待にかかわる部分については、前述のガイドライン(案)をふまえた内容となっています。

パブリックコメントは 1 月 26 日(月)必着で受け付けています。詳細は下記ホームページからご覧ください。

「電子政府の総合窓口」 「意見募集中の案件一覧」 「2008 年 12 月 27 日」 「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う省令・告示の整備に関する意見募集について」

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495080288&0BJCD=&GROUP=

# 4.全養協チェックリスト(第2次試案)に取り組んでください ~厚生労働省ガイドラインをふまえ、項目を追加・修正 各施設で、職員全員が参加しての自己点検を呼びかけます~

# (1) 改正法を受けとめ、施設運営・職員の資質向上をはかるための「全養協チェックリスト」

本会では、平成 18 年 11 月「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応に関する要項およびチェックリスト(第 1 次試案)」を作成し、各児童養護施設に自己点検を呼びかけ、昨年 10 月の第 61 回全国児童養護施設長研究協議会において、83%の回収率をもって集計結果を公表しました。

今年 11 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、被措置児童等虐待の防止規定が設けられ、平成 21 年 4 月から施行されます。各施設においては、改正法を日々の養育、運営等において受けとめ、権利擁護の観点から引き続き施設運営、職員の資質向上等の取り組みを進めることが求められています。

本会ではこれらの状況をふまえ、前述のガイドライン(案)を参考に、第1次試案から項目を追加訂正した「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のための要項およびチェックリスト改定版(第2次試案)」を作成いたしました。

# (2) 各施設が、全職員参加のもと自己点検に取り組んでください

あらためて全児童養護施設が、本要項およびチェックリストをもとにして自己点検を進めるとともに、全国的な取り組みの状況を明らかにし、権利侵害の発生防止と養育の質を向上させる参考とするため、実施結果を平成21年2月2日(月)までに本会に報告ください。

本会では、各施設のチェックリスト実施結果を集約し全国的な状況を明らかにするとともに、各都道府県児童養護施設協議会、ブロック児童養護施設協議会と連携し、今後の権利侵害の発生防止

と養育の質を向上させる取り組みの参考といたします。 チェックリストは、全養協ホームページにも掲載しています。

## 全養協ホームページ(トップページ 新着情報)

http://www.zenyokyo.gr.jp/

## (3)「チェックリスト」提出方法について(回答書のみを提出ください)

「チェックリスト」は、昨年末に各児童養護施設にお送りし、すでに全職員参加による取り組みを進めている施設もあります。ぜひ積極的な取り組みをお願いいたします。提出にあたっては、次のとおりお願いいたします。

## 結果の提出は「回答書」のみを全養協事務局へ

本会への提出については、巻末の「回答書」のみを郵送・FAX等で全養協事務局にお送り ください。

### 全職員参加による取り組みの結果を、1つの回答書としてお送りください

「チェックリスト」は、全職員の参加による取り組みをお願いしていますが、本会への提出 にあたっては、施設で職員の意見を集約の上、1つにまとめた回答書としてご提出ください。

#### <今回同送している資料>

- 1.「全養協通信 202」(この資料です)
- 2.「全国児童福祉主観課長・子育て応援特別手当関係課長会議」資料
- 3. "別冊「被措置児童等虐待対応ガイドライン」(案)
- 4.ファミリーソーシャルワーカー研修会 案内チラシ